

草津市物品等の指名停止等に関する基準の改正概要

1 概要

- (1) 令和5年4月に草津市建設工事等の指名停止等に関する基準を改正したことから、草津市物品等の指名停止等に関する基準についても整合する必要があるため改正するものです。
- (2) 令和5年12月1日開催の草津市入札監視委員会において、入札棄権による指名保留の取扱いに対する御意見をいただき、令和6年度より入札棄権業者に対する指名保留措置を廃止することに伴い、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準を改正することから、草津市物品等の指名停止等に関する基準についても見直し、必要な改正を行います。
- (3) その他、履行時において市の指示に従わない場合に指名停止をできるよう基準を明確化する等の改正を行います。

2 主な改正内容

- (1) 草津市建設工事等の指名停止等に関する基準との相違について
 - ・指名停止における同種の事案を繰り返した者について、措置を加重する特例を追加
 - ・独占禁止法違反等に対する措置を加重する特例を追加
 - ・安全管理措置の不適切により生じた事故の基準について明確化
 - ・苦情申立て回答期間を改正
 - ・指名停止期間の一部見直し
- (2) 入札棄権業者に対する指名保留措置を廃止
 - ※別決裁で、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準も改正予定
- (3) その他文言整理等
 - ・指名停止できる場合を明確化（履行時に市の指示に従わなかった場合も指名停止を可能に）
 - ・その他文言を修正

令和5年4月1日付
で「草津市建設工事等
の指名停止等に関する
基準」を改正した際
と同様の内容。

3 施行日

令和6年4月1日